

## 「(仮)中野区子ども・子育て支援事業計画」

## 計画策定の基本的な考え方及び基本理念・目標について (案)

## 1 計画策定の基本的な考え方

## (1) 策定の趣旨

急速な少子化の進行は、今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。国は、少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、企業等が一体となって取り組んできました。しかし、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また保育ニーズの増大により、多くの待機児童が発生している状況です。

このような中、国は新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システムの検討を始めました。平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を制定し、全ての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、適切な保護や援助の措置を必要に応じて講じること、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこととなりました。

中野区では、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進行動計画(前期)」を、平成 22 年に「次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」を策定し、子どもと家庭を支える地域づくりと子育てしやすい環境の整備に向けた取組みを進めてきました。しかし、依然として、少子化や核家族化の傾向は継続し、児童虐待や発達に課題や障害のある子どもの増加、保育所の待機児童問題など、子どもと家庭を取り巻く環境にはいまだ困難な課題が多く存在しています。

このため、子ども・子育て関連 3 法の制定を踏まえ、全ての子どもに良質な成育環境を等しく保障し、各家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくため、次世代育成支援行動計画での取組みを検証し、新たな課題や区民ニーズに的確に対応した子どもと子育て家庭に関する総合的な計画として、「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

## (2) 計画の位置づけ

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく区の「次世代育成支援行動計画」の要素を盛り込み、母子保健計画も含んだ区の子どもと子育て支援に関する総合的な計画とします。
- ② この計画は、区の計画体系の最上位に位置する「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 2 次）」と整合性のあるものとして策定しました。

## (3) 計画期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間で一期として策定します。

## 2 計画の基本理念と基本目標について

### (1) 計画の基本理念

この計画は、次の基本理念の実現をめざして策定します。

**「子どもたちがのびのびと健やかに成長し、  
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」**

すべての子どもが自分らしさを大切にして、のびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たちだれもの願いです。また、親子の和気あいあいとした愛情溢れる姿は微笑ましく、子どもを育てる人々が子どもとの生活に喜びと幸せを感じている証であるといえます。地域社会全体が、こうした子どもと子どもを育てる人々に寄り添いながら、支えていくことを通じて、子育てに対する喜びや生きがいで人と人とが結びつき、世代を越えた豊かなふれあいが生まれることでしょう。「このまちで、子育てをして本当に良かった」と、だれもが互いに喜びあえる中野区となることをめざします。

### (2) 取組みの視点

基本理念に基づき、3つの取組みの視点を定めます。この視点をもって基本目標の実現を目指します。

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます

- ◆家庭とともに社会全体で子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

### 【一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます】

子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。子どもは、成長・発達過程にあり、年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況に応じて、必要とするサービス内容が違います。また、社会状況等の変化により子どもや家庭が必要とするサービス内容も変わってきます。

このように、サービスを提供する側からではなく、サービスを受ける立場の子どもや家庭の視点に立った施策の展開が求められています。このため、これまで大人の視点で行われてきた施策についても、子ども一人ひとりにとっての幸せを考えながら、子どもの視点から適切かどうか点検することも必要です。未来の社会を担い、築いていく存在であるすべての子どもたちが大事にされ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 【家庭とともに社会全体で子どもの育ちと子育てを支援します】

子育ての第一義的責任は、親・家庭にあります。あわせて、将来社会の担い手となる子どもの育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組む最重要課題です。このため、家庭は教育の原点であり出発点であるという認識の下、行政や企業、学校、地域社会を含めた社会全体で子育て支援に取り組んでいく必要があります。社会全体でのさまざまな支援を受けながら、保護者自身も子育ての経験を通じて成長していきます。保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる支援、いわゆる「親育ち」の過程を支援することも必要です。

子育て支援に係る様々な担い手がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会全体で子どもの育ちと子育てを支える意識と体制を整えていけるよう取り組みます。

### 【妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います】

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産への希望の実現をあきらめたり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人たちは少なくありません。このため、保育園や幼稚園を利用する子育て家庭に対する支援のみならず、在宅で育児をする

子育て家庭を含めたすべての家庭と子どもを対象として、地域のニーズに応じた、多様でかつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり、充実させていくことが必要です。

こうした支援にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない、子どもの発達段階や家庭の状況に応じて行っていくことが重要です。さまざまな支援の提供においては、多様な運営主体の参画を促すことで、保護者が多様なサービスの中から適切なサービスを選択できることと、その提供されるサービスの質を確保する仕組みを整えていくことが大切です。また、特別に支援を要する子どもや貧困などの社会的な支援が必要な子どもや家庭については、行政によるセーフティネットの仕組みを整えていくことで、すべての子どもたちの一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障していきます。

### (3) 基本目標

基本理念と3つの取組みの視点に基づき、今後5年間で目指す目標を次のように定めます。



#### 目標Ⅰ 健やかに育つ子どもたち

##### 【目指す姿】

妊娠中からの健康管理や生活に対する支援が行われ、安心して出産に臨むことのできる環境が整い、子どもをもつ喜びを実感しています。

また、身近な地域で子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援や相談が行われ、子どもたちが豊かに成長・発達し、保護者は孤立することなく、肯定感を持って子育てをしています。

##### 【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 健やかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進の支援

- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 発達に課題や障害がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

## **目標Ⅱ 必要とするサービスに支えられる子育て家庭**

### **【目指す姿】**

多様な保育サービスが整えられ、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができている。また、保育所を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭が子どもや家庭の事情に応じて、必要な子育て支援サービスが受けられ、安心して暮らしている。

保護者の就労、利用施設の種類や設置主体の区別なく、すべての子どもが幼児期に質の高い教育を等しく受けられる環境が整っている。

### **【目標を実現する取組みの柱】**

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 さまざまなニーズに応じた子育て支援サービスの促進

## **目標Ⅲ 地域と関わりながら豊かに育つ子どもたち**

### **【目指す姿】**

地域におけるさまざまな子どもの育成活動が家庭や学校、行政と連携して行われ、子育て家庭は地域と関わりながら、安心して子どもを育てている。

子どもたちも、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長し、次世代の担い手として育っている。

### **【目標を実現する取組みの柱】**

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実